

林業・木材産業循環成長対策交付金の配分基準の考え方

令和5年3月30日付け4林政経第901号
林野庁林政部長通知

林業・木材産業循環成長対策交付金の配分基準の考え方は、以下のとおりとする。

第1 基本的考え方

林業・木材産業循環成長対策交付金の配分に当たっては、以下の事項について算定された得点（ポイント）を基準として、計画主体（都道府県）ごとの施設費（森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の別表2のⅠの1の区分の欄の（1）間伐材生産、（2）路網整備・機能強化を除く全て及びⅡの1の区分の欄の（2）コンテナ苗生産基盤施設等の整備をいう。以下同じ。）、推進費（要綱の別表2のⅠの2の区分の欄の（1）森林整備地域活動支援対策を除く全て。以下同じ。）ごとに配分するものとする。

- 1 施設費については、別紙2に定める計画主体ごとに目標単位で設定する目標を定量化する指標（以下「指標」という。）に基づいた全体指標の得点、事業実施主体（個別の施設・取組）ごとに設定する個別指標及び政策的な必要性などに基づいた国施策指標の得点、計画主体において特に重要性が高く優先的に実施する必要があると判断した取組に対する優先得点（以下「都道府県優先得点」という。）を合計することにより配分するものとする。
- 2 推進費については、別紙3に定める林業・木材産業循環成長対策交付金ポイント表（以下「ポイント表」という。）に基づき算定したポイントにより配分するものとする。

第2 施設費の配分の考え方

施設費の配分は、以下のとおりとする。

- 1 林業・木材産業生産基盤強化対策のうち要綱の別表2のⅠの1の区分の欄の（3）別紙2のⅠの1の指標の林業機械作業システム整備【造林保育型】、林業機械作業システム整備【素材生産型】のうち素材生産量の現状値が10,000 m³以上の者（大規模事業体）、林業機械作業システム整備【素材生産型】のうち素材生産量の現状値が10,000 m³未満の者（中規模事業体）及び新たに造林事業を開始する者のそれぞれにおいて、事業実施主体ごとに別紙2のⅠの1により算出された全体指標の得点に第4の達成状況評価結果、不用額率及び再造林への取組状況に応じた係数を乗じて算出された得点、個別指標の得点、国施策指標の得点並びに都道府県優先得点を合計した上で、当該数値の高い順番に、施設費の予算額の範囲内で算定の対象とし、必要に応じて調整を行い、各施設の合計額をもって計画主体へ配分するものとする。
なお、上記の方法で得点の高い順番に予算額を配分した結果、最後の配分可能額が、事業実施主体の要望額（複数の事業実施主体が同一得点で並んだ場合は、これらの事業実施主体の合計要望額）を下回る場合にあっては、必要に応じて調整を行い、配分する。
- 2 林業・木材産業生産基盤強化対策のうち要綱の別表2のⅠの1の区分の欄の（4）から（7）

別紙2のIの2の(1)のメニュー単位において、事業実施主体ごとに別紙2のIの1により算出された全体指標の得点に第4の達成状況評価結果及び不用額率に応じた係数を乗じて算出された得点、個別指標の得点、国施策誘導指標の得点並びに都道府県優先得点を合計した上で、各メニューの要望状況の違いに応じて当該合計得点を基に偏差値により数値を算出し、当該数値の高い順番に、施設費の予算額の範囲内で算定の対象とし、必要に応じて2の範囲内で目標又はメニュー間の調整を行い、各施設の合計額をもって計画主体へ配分するものとする。

なお、上記の方法で得点の高い順番に予算額を配分した結果、最後の配分可能額が、事業実施主体の要望額（複数の事業実施主体が同一得点で並んだ場合は、これらの事業実施主体の合計要望額）を下回る場合にあっては、必要に応じて調整を行い、配分する。

3 再造林低コスト化促進対策のうち要綱の別表2のIIの1の区分の欄の(2)

別紙2のIの2の(1)のメニュー単位において、事業実施主体ごとに別紙2のIの1により算出された全体指標の得点に第4の達成状況評価結果及び不用額率に応じた係数を乗じて算出された得点、個別指標の得点、国施策誘導指標の得点並びに都道府県優先得点を合計した上で、当該数値の高い順番に、施設費の予算額の範囲内で算定の対象とし、必要に応じて調整を行い、各施設の合計額をもって計画主体へ配分するものとする。

なお、上記の方法で得点の高い順番に予算額を配分した結果、最後の配分可能額が、事業実施主体の要望額（複数の事業実施主体が同一得点で並んだ場合は、これらの事業実施主体の合計要望額）を下回る場合にあっては、必要に応じて調整を行い、配分する。

第3 推進費の配分の考え方

- 1 付与するポイント数はポイント表のとおりとする。
- 2 予算額の5割を都道府県ごとの目標別の要望額に基づき按分する（要望割）。
- 3 予算額の残り5割を都道府県ごとの目標別の要望残額（要望額から要望割額を控除した額）に基づき、ポイント表で得られたポイント数に応じて按分する。
- 4 上記2及び3を合算した交付金額を都道府県単位で配分するものとする。

第4 達成状況評価結果、不用額等の配分額への反映

1-(1) 事業構想（目標を定量化する指標）の達成状況評価結果の配分額への反映

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知。以下「要領」という。）第2の6の(1)の規定により申請する申請書に添付する様式7の3におけるメニューごとの達成状況評価結果に応じた次の係数を、同メニューの事業実施主体ごとに全体指標で算出された得点に乗じることとする。

達成状況評価結果	係数
A	1.00
B	0.95
C	0.90

1-(2) 個別事業及び改善措置実施事業の達成状況評価結果の配分額への反映

要領第2の6の(1)の規定により申請する申請書に添付する様式7の4における達成状況評価結果に応じた次の係数を、事業実施主体ごとに全体指標で算出された得点に乗じることとする。

達成状況評価結果	係数
A	1.00
B	0.95
C	0.90

2 不用額の配分額への反映

要領第2の6による事業計画申請年度の前々年度における施設費の不用額率（都道府県の当該年度の割当内示額に対する当該年度の不用額の割合）を算出し、不用額率に応じた次の不用額換算係数を1-(1)及び(2)に基づいて算出された得点に乗じることとする。

ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能な事態による事業実施主体の責めに帰すことができない場合を除く。

都道府県別不用額率	不用額換算係数
5%未満	1.00
5%以上20%未満	0.95
20%以上40%未満	0.90
40%以上	0.80

3 再造林への取組状況の配分額への反映

都道府県ごとの年間再造林面積の伸び率を下表のとおり評価し、評価区分に応じた計数を高性能林業機械の整備における事業実施主体ごとに全体指標で算出された得点に乗じることとする。

なお、年間再造林面積が100haに満たない場合は評価対象外とし、配分額への反映は行わない。

年間再造林面積伸び率	評価区分		
	直近3年		
過去10年で0%以上	12%以上	A ⁺	1.10
	12%未満	A	1.00
過去10年で0%未満	12%以上	A ⁺	1.10
	0%以上12%未満	A	1.00

	0%未満	B	0.90
--	------	---	------

第5 指標のガイドライン

要領別表3に定める事業構想の指標の定義については別紙1のとおりとする。

要領別表4に定める全体指標、個別指標及び国施策指標の定義については別紙2のとおりとする。

第6 その他

国が計画主体の進捗状況を把握した結果、計画変更や入札による差額等の費用が一定額以上発生していることが明らかで、交付金の執行が見込まれないことが事実となった場合は、必要に応じて各計画主体へ減額内示した上で、調整を行うこととする。調整の際には、年度当初に第2の規定に基づいて算定した得点により配分に至らなかった事業実施主体の最上位のものから優先的に配分することとする。

第7 配分基準の考え方の見直し

本通知の配分基準の考え方については、目標の水準の実績、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

附則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

別紙1 事業構想の「目標を定量化する指標」

事業構想の指標（計画主体ごと）		指標		算定使用量	指標の定義
目標	取組にに応じて必須	労働生産性 (m ³ /人・日) の増加率	増加率	増加率	都道府県における労働生産性 (m ³ /人・日) の増加率 (%) (注4)
林業・木材産業の生産基盤強化 (高性能林業機械等の整備に係るもの)	取組にに応じて必須	労働生産性 (m ³ /人・日) の増加率	増加率	増加率	都道府県における労働生産性 (m ³ /人・日) の増加率 (%) (注4)
林業・木材産業の生産基盤強化 (木材加工流通施設等の整備に係るもの)	取組にに応じて必須	地域材利用量 (m ³) の増加率	増加率	増加率	都道府県における地域材利用量 (m ³) の増加率 (%) (注5)
林業・木材産業の生産基盤強化 (木造公共建築物等の整備に係るもの)	取組にに応じて必須	事業費当たりの木材利用量 (m ³ /百万円)	実績値	実績値	都道府県における事業費当たりの木材利用量の累積値 (m ³ /百万円) (注6)
林業・木材産業の生産基盤強化 (木質バイオマス利用促進施設の整備に係るもの)	取組にに応じて必須	事業費当たりの木質バイオマス利用量 (m ³ /百万円)	実績値	実績値	都道府県における事業費当たりの木質バイオマス利用量 (m ³ /百万円) (注7)
再造林の低コスト化の促進 (低コスト再造林対策に係るもの)	取組にに応じて必須	人工造林面積のうち、人工造林のコスト低減を図る取組の面積割合 (%)	算定には使用しない	算定には使用しない	人工造林面積のうち、人工造林のコスト低減を図る取組の面積割合 (%) (注8)

(注1) ① 現状値は、調査年度前々々年度までの直近過去3か年の平均値とする。ただし、実績が3か年に足りない場合は単年度でも可。

② 増加率は、増加量を現状値で除した値 (増加量/現状値) とする。

(注2) 事業構想承認後の指標の目標値の変更は原則認めない。

(注3) 労働生産性は素材生産量/雇用量とし、素材生産量は主伐と間伐の合計数量とする。

(注4) 高性能林業機械等の整備の実績把握の具体的な計算方法は、次のとおりとする。

現状値に対する実績値の増加率 (単位：%) = (労働生産性 (実績) ÷ 労働生産性 (現状)) - 100%

※現状値：調査年度の前年度までの機械を導入した事業体の、事業計画における素材生産量の現状値の和を、労働投下量の実績値の和で除して求める労働生産性 (m³/人・日)

※実績値：調査年度の前年度までの機械を導入した事業体の、導入翌年度以降の直近年度における素材生産量の実績値の和を、労働投下量の実績値の和で除して求める労働生産性 (m³/人・日)

(注5) 木材加工流通施設等の整備の実績把握の具体的な計算方法は、次のとおりとする。

現状値に対する実績値の増加率 (単位：%) = (地域材利用量 (実績) ÷ 地域材利用量 (現状)) - 100%

※現状値：調査年度の前年度までに木材加工流通施設を整備した事業体の、事業計画における地域材利用量の現状値

※実績値：調査年度の前年度までに木材加工流通施設を整備した事業体の、整備翌年度以降の直近年度における地域材利用量 (実績)

(注6) 木造公共建築物等の整備の実績把握の具体的な計算方法は、次のとおりとする。

実績値 (単位：m³/百万円) = (事業実施期間内の木材利用量 (累積)) / (事業実施期間内の事業費 (累積))

※木造化 (補助率 1/2 以内)、木造化 (補助率 15% 以内)、木質化の区分ごとに算出

※この指標算出における事業費は、区分ごとの国庫交付金額とする。

(注7) 木質バイオマス利用促進施設の整備の実績把握の具体的な計算方法は、次のとおりとする。

実績値 (単位：m³/百万円) = (調査年度の前年度までに整備した木質バイオマス利用促進施設全ての、調査年度における木質バイオマス利用量) / (調査年度の前年度までに整備した木質バイオマス利用促進施設全ての事業費 (累積))

※未利用間伐材等活用施設整備、木質バイオマス供給施設整備、木質バイオマスエネルギー利用施設整備の区分ごとに算出

※この指標算出における事業費は、区分ごとの総事業費とする。

(注8) 低コスト再造林対策の実績把握の具体的な計算方法は、次のとおりとする。

面積割合 (単位：%) = 人工造林面積のうち人工造林のコスト低減を図る取組の面積 / 人工造林面積

別紙2 全体指標と個別指標

I 施設費（ハード整備）
1. 全体指標（計画主体ごと）

目標	指標	指標の定義
林業・木材産業の生産基盤強化（高性能林業機械等の整備に係るもの）	林業機械作業システム整備【造林保育型】を実施する場合は、①から③までのいずれか一つ又は二つを導入する機械に応じて選択	①地拵えに要するha当たりの人工数（縮減率） ②下刈りに要するha当たりの人工数（縮減率） ③苗木運搬に要する1,000本当たりの人工数（縮減率）
	林業機械作業システム整備【素材生産型】及び②を必須選択 効率化施設整備を実施する場合は、①及び活動拠点施設整備を実施する場合は、取組に応じて①又は②から一つを選択し、③を必須選択	①素材生産量（目標値の増加率） ②素材生産性（目標値及び目標値の増加率） ③森林経営計画の作成率（目標値）【活動拠点施設整備を実施する場合のみ選択可】
林業・木材産業の生産基盤強化（木材加工流通施設等の整備に係るもの）	必須（注4）	都道府県林業・木材産業構造改革プログラムの記載要領に準ずる（%） 都道府県林業・木材産業構造改革プログラムの記載要領に準ずる（%）
林業・木材産業の生産基盤強化（木質バイオマス利用促進施設の整備に係るもの）	必須	直近2カ年の木質バイオマスエネルギー利用動向調査に準ずる都道府県における間伐材・林地残材等及び製材端材由来チップのうち熱利用・熱電併給に用いられたものの増加率（%）（注5） 直近2カ年の木質バイオマスエネルギー利用動向調査に準ずる都道府県におけるエネルギーとして利用された木材チップのうち間伐材・林地残材等に由来するものの増加率（%） 令和3年度木質バイオマスエネルギー利用動向調査に準ずる都道府県における令和3年に補助金（国費）に依らず整備した木質バイオマスボイラー数/令和3年に導入された木質バイオマスボイラー数（%）
林業・木材産業の生産基盤強化（特用林産振興施設等の整備に係るもの）	選択	都道府県における対象品目の生産量の増加率（%） 都道府県における対象品目の造成面積の増加率（%） 都道府県における対象品目の生産性の向上率（%） 都道府県における対象品目の生産コストの縮減率（%）
林業・木材産業の生産基盤強化（木造公共建築物等の整備に係るもの）	必須	都道府県全体及び都道府県・市町村が整備する低層の木造公共建築物の木造率（%）の直近2カ年平均の値（%） 都道府県全体及び都道府県・市町村が整備する低層の公共建築物の木造率について、基準値に対する直近2カ年平均の木造率の伸び率（%）
再造林の低コスト化の促進（コンテナ苗木生産基盤施設等の整備に係るもの）	選択	都道府県におけるコンテナ苗木生産増加量（千本） 都道府県におけるコンテナ苗木生産増加率（%） 都道府県におけるコンテナ苗木生産者のうちコンテナ苗木生産量5万本以上の事業者数割合（%） 都道府県におけるコンテナ苗木生産者のうち選別種子又は幼苗の配布を受けて分業化に取り組む事業者数割合（%） 都道府県における苗木総生産増加量（千本） 都道府県における干害に備えた普通苗木地面積増加量（ha）

2. 個別指標（事業実施主体ごと）

(1) 個別指標

メニュー	指 標	算定使用量	指標の定義
高性能林業機械等の整備	林業機械作業システム整備【造林保育型】を実施する場合は、①から③までのいずれか一つ又は二つを導入する機械に応じて選択	縮減率	事業実施主体におけるha当たりに要するha当たりの人工数縮減率 (%)
	林業機械作業システム整備【素材生産型】、効率化施設整備を実施する場合は、①及び②を必須選択	縮減率	事業実施主体におけるha当たりの人工数縮減率 (%)
	活動拠点施設整備を実施する場合は、取組に応じて①又は②から一つを選択し、③を必須選択	縮減率	事業実施主体における苗木運搬に要する1,000本当たりの人工数縮減率 (%)
木材加工流通施設等の整備	取組に応じて必須選択 (注6)	目標値及び増加率	事業実施主体における素材生産量の目標値 (m ³) 及び増加率 (%) (注3)
		目標値及び増加率	事業実施主体における素材生産性の目標値 (m ³ /人・日) 及び増加率 (%) (注3)
		目標値	事業実施主体における森林経営計画作成率 (%)
		増加率	加工施設整備における当該施設による地域材加工量 (素材換算m ³) の増加率 (%)
		施設の効率性	加工施設整備における当該施設による地域材加工量 (素材換算) の増加量 (m ³) / 総事業費 (千円)
木質バイオマス利用促進施設の整備	必須	増加率	集出荷販売施設整備における当該施設による地域材流通量 (素材換算m ³) の増加率 (%)
		施設の効率性	集出荷販売施設整備における当該施設による地域材流通量 (素材換算) の増加量 (m ³) / 総事業費 (千円)
		増加率	乾燥施設整備における当該施設による地域材乾燥量 (素材換算m ³) の増加率 (%)
		施設の効率性	乾燥施設整備における当該施設による地域材乾燥量 (素材換算) の増加量 (m ³) / 総事業費 (千円)
		木材安定取引協定等の締結事業体数	選定経営体との木材安定取引協定等の締結数 (事業体数)
特用林産振興施設等の整備	必須	目標値	当該施設による木質バイオマス利用量の増加量 (m ³) (注7)
		目標値	当該施設による木質バイオマス利用量の増加量 (m ³) / 総事業費 (千円) (注7)
	取組に応じて必須選択	率	木質バイオマスエネルギー利用施設整備に係る木質資源利用ポイラー、ペレットストーブ等の最大定格出力における低位発熱量によるエネルギー変換効率
	必須	未利用間伐材等活用機材及び木質バイオマス供給施設にあっては、事業者が登録木材関連事業者である場合。木質バイオマスエネルギー利用施設にあっては、安定取引協定等において主として登録木材関連事業者からの材の調達が可能である場合	
	選択	未利用間伐材等活用機材及び木質バイオマス供給施設にあっては事業者が選定経営体である又は安定取引協定等において主として選定経営体からの材の調達が確認できる場合 取引協定等において主として選定経営体からの材の調達が確認できる場合	
	増加率	増加率	当該施設における対象品目の生産量の増加率 (%)
	増加率	増加率	対象品目の造成面積の増加率 (%)
	向上率	向上率	当該施設による対象品目の生産性の目標値又は向上率 (%)
	縮減率	縮減率	当該施設による対象品目の生産コストの目標値又は縮減率 (%)
	必須	目標値	特用林産物生産に関連する協定等において選定経営体との連携が確認できる場合

⑥地域材利用量	目 標 値	当該施設による地域材利用量(原木換算m ³)の増加量
取組にに応じていずれか選択	目 標 値	施設の新設において省エネルギー化に資する施設整備である場合
	縮減率	当該施設による燃油使用量の縮減率(%)
	向上率	当該施設によるエネルギー効率の向上率(%)
必須	目 標 値	当該施設における地域材利用量(m ³ /㎡) [木造化の場合:交付対象用途に係る地域材利用量/交付対象用途に係る延べ面積、木質内装の場合:木質内装に係る地域材利用量/木質内装を行う床及び壁等の合計面積]
必須 (注8)	目 標 値	当該施設の単価(円/㎡) [木造化の場合:交付対象事業費/交付対象事業費に係る延べ面積、木質内装の場合:木質内装に係る経費/木質内装を行う床及び壁等の合計面積]
必須	目 標 値	当該施設における交付対象事業費に係るCLT利用量(m ³)
選択	増加量	当該施設におけるコンテナ苗生産増加量(千本)
	増加率	当該施設におけるコンテナ苗生産増加率(%)
	増加量	当該施設における選別種子又は幼苗の配布増加量をコンテナ苗生産量に換算した量(千本)
	増加率	当該施設における選別種子又は幼苗の配布増加量をコンテナ苗生産量に換算した量(%)
	事業体数	当該施設における選別種子又は幼苗を配布したコンテナ苗生産事業体数
	増加量	当該施設における普通苗生産増加量(千本)
	増加率	当該施設における普通苗生産増加率(%)
	増加面積	当該施設における普通苗生産育苗地面積増加量(ha)
	苗木生産単価	苗木増産計画量に対する国庫補助相当額(円/本)

(2) - 1 国施策連携指標 (必須)

メニユー	指 標	指標の定義
高性能林業機械等の整備	必須	①意欲と能力のある林業経営体への登録及び経営管理実施権の設定 ②「緑の雇用」事業の定着率 ③現場作業に従事する従業員への月給制の導入 ④現場作業に従事する従業員への能力評価システム ⑤死傷災害の発生状況 ⑥再造林への取組状況
木材加工流通施設等の整備	必須	死傷災害の発生状況
木質バイオマス利用促進施設等の整備	必須	
特用林産振興施設等の整備	必須	
コンテナ苗生産基盤施設等の整備	必須	

(2) - 2 国施策誘導指標 (選択)

メニユー	指 標	指標の定義
高性能林業機械等の整備	選択	①提案型施業に関する取組 ②循環型林業に関する取組 ③施業効率化に関する取組

		<p>④造林未済地解消に資する取組</p> <p>⑤賃金引上げに関する取組</p> <p>⑥安定的な原木供給に資する取組</p> <p>⑦建築物木材利用促進協定の締結</p> <p>⑧みどりの食料システム法に関する取組</p> <p>⑨林福連携の取組</p> <p>⑩その他の取組</p> <p>●次世代育成支援対策推進法に基づく認定</p> <p>●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定</p>	<p>団体及び民間企業が再造林に係る協力金等を積み立て助成する取組（基金及びそれぞれに準ずる取組で、当該基金等の直近年度の再造林実績が1ha以上）に直近年度に出資していること</p> <p>給与等支給額が対前年比で1.5%以上増加していること（注9）</p> <p>年間素材生産量が1万㎡以上であり、かつ木材加工流通施設等と木材安定取引協定を締結していること</p> <p>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定を締結していること</p> <p>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）（以下「みどりの食料システム法」という。）第19条第5項に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受け又はその申請をしていること</p> <p>障害者雇用を受入れていること（注10）</p> <p>以下の2つの取組のうち、いずれかに該当していること</p> <p>プラチナくるみん認定企業、くるみん認定企業又はトライくるみん認定企業である（注11）</p> <p>プラチナえるぼし認定企業又はえるぼし認定企業である。又は、行動計画を策定している（注12）</p>
<p>木材加工流通施設等の整備</p>	<p>選択</p>	<p>①木材製造高度化計画認定事業実施主体</p> <p>②災害等の復興に関する施設整備（注13）</p> <p>③輸出事業計画の取組</p> <p>④大径材の利用促進への取組</p> <p>⑤サブプライチエーン構想</p> <p>⑥造林未済地解消に資する取組</p> <p>⑦建築物木材利用促進協定の締結</p> <p>⑧急な需要動向の変化に対応する取組（注15）</p> <p>⑨木材安定供給確保事業の事業実施主体</p>	<p>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第17条に基づく認定を受けていること</p> <p>災害等の復興に関する取組であること</p> <p>GFPに登録し、輸出事業計画の認定を受けていること（注14）</p> <p>大径材利用拡大に資する施設整備に取り組んでいること</p> <p>サブプライチエーン構想に基づく取組であること</p> <p>団体及び民間企業が再造林に係る協力金等を積み立て助成する取組（基金及びそれぞれに準ずる取組で、当該基金等の直近年度の再造林実績が1ha以上）に直近年度に出資していること</p> <p>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定を締結していること</p> <p>急な需要動向の変化に対応し、安定した木材製品等の供給体制を構築する取組であること</p> <p>木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）に基づく認定を受けた事業計画の実施主体であること</p> <p>給与等支給額が対前年比で1.5%以上増加していること（注9）</p> <p>再造林の推進に資する協定の締結や、森林認証材を取り扱っているなど、林業の持続性確保に資する取組を実施していること（⑥の取組を除く）</p>
<p>木質バイオマス利用促進施設の整備</p>	<p>選択</p>	<p>①バイオマス産都市構想に基づく施設整備</p> <p>②農山漁村再生可能エネルギー基本計画に基づく施設整備</p> <p>③総務省マスタープランに基づく施設整備</p> <p>④災害等の復興に関する施設整備（注13）</p> <p>⑤「地域内エコシステム」の構築に資する施設整備</p> <p>⑥造林未済地解消に資する取組</p> <p>⑦賃金引上げに関する取組</p>	<p>年間素材生産量が1万㎡以上の素材生産事業者等と木材安定取引協定を締結していること</p> <p>バイオマス産都市構想に基づく取組であること</p> <p>市町村が策定する農山漁村再生可能エネルギー基本計画に基づく取組であること</p> <p>総務省の「分散型エネルギーインフラプロジェクト」による支援の下作成されたマスタープランに基づく取組であること</p> <p>災害等の復興に関する取組であること</p> <p>要領別表2の1の木質バイオマス利用促進施設の整備に準じて「地域内エコシステム」の構築に資すると認められる取組であること</p> <p>団体及び民間企業が再造林に係る協力金等を積み立て助成する取組（基金及びそれぞれに準ずる取組で、当該基金等の直近年度の再造林実績が1ha以上）に直近年度に出資していること</p> <p>給与等支給額が対前年比で1.5%以上増加していること（注9）</p>

		<p>⑧林業の持続性確保に資する取組</p> <p>⑨みどりの食料システム法に関する取組</p> <p>①品質管理の取組</p> <p>②地域ブランド化の取組</p> <p>③輸出事業計画の取組</p> <p>④林福連携の取組</p> <p>⑤みどりの食料システム法に関する取組</p> <p>⑥その他の取組</p> <p>●次世代育成支援対策推進法に基づく認定</p> <p>●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定</p>	<p>再造林の推進に資する協定の締結や、森林認証材を取り扱っているなど、林業の持続性確保に資する取組を実施していること（⑨の取組を除く）</p> <p>みどりの食料システム法第19条第5項に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受け又はその申請をしていること</p> <p>食品の安全性の管理手法であるHACCPやGAP等を導入していること</p> <p>地理的表示保護制度を活用していること</p> <p>GFPに登録し、輸出事業計画の認定を受けていること（注14）</p> <p>障害者雇用を受入れていること（注10）</p> <p>みどりの食料システム法第19条第5項に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受け又はその申請をしていること</p> <p>以下の2つの取組のうち、いずれかに該当していること</p> <p>プラチナくるみ認定企業、くるみ認定企業又はトライくるみ認定企業である（注11）</p> <p>プラチナえるほし認定企業又はえるほし認定企業である。又は、行動計画を策定している（注12）</p>
特用林産振興施設等の整備	選択		
木造公共建築物等の整備	選択	<p>①他府省との連携</p> <p>②防火地域・準防火地域</p> <p>③災害等の復興に関する施設整備及び沖繩県における取組（注13）</p> <p>④材工分離発注</p> <p>⑤医療・社会福祉施設</p> <p>⑥建築物木材利用促進協定の締結</p>	<p>エコスクール認定事業であること</p> <p>防火地域・準防火地域における取組であること</p> <p>災害等の復興に関する取組及び沖繩県における取組であること</p> <p>木材の50%以上を前年度以前に確保していること</p> <p>医療又は福祉施設であること</p> <p>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定を締結していること</p>
コロナ苗生産基盤施設等の整備	選択		<p>①認定特定増産事業者等</p> <p>②特定苗木の生産に対する取組</p> <p>③新規でコロナ苗生産又は幼苗等の配布を行う者</p> <p>④委託生産又は予約生産に対する取組</p> <p>⑤花粉症対策に資する苗木の生産に対する取組</p> <p>⑥災害等のリスクに対する取組</p> <p>⑦みどりの食料システム法に関する取組</p>

II 推進費（ソフト整備）
全体指標（計画主体ごと）

目標	指標	算定使用量	指標の定義
山地防災情報の周知	住民への周知率 研修会等の開催数 山地災害危険地区等への標識の設置数	算定には使用しない	山地災害危険地区が地域住民等に周知されている市町村の割合（％）（注18） 研修会等の開催数（回） 山地災害危険地区等への標識の設置数（枚）
森林資源の保護	取組に応じて適切に指標を設定（注19） （例）森林病害虫の駆除率 実施主体、森林所有者等への周知率 生立木除去実施率等 （例）野生鳥獣被害の抑制 有営鳥獣の生息密度等 （例）森林保全推進員の増加 防火機材等の整備率等		森林病害虫の被害計画量に対する実施量の割合 連絡協議会・研修会等の開催数（回） 自主事業計画に対する生立木除去面積の割合等 誘導型捕獲装置の設置数、被害地域に対する対策の実施地区数 管理計画等に基づく個体数の割合等 森林保全推進員一人当たりの巡視対象面積の割合 防火機材等の設置数・市町村数等
林業の多様な担い手の育成	選択 素材生産量（目標値） 素材生産性（目標値） 新たに造林事業を開始する経営体の数 （目標値） 製材工場等への供給増加量（目標値）		計画主体における素材生産量の目標値（m ³ ）（注3） 計画主体における素材生産性の目標値（m ³ /人・日）（注3） 林業の多様な担い手の育成による、新たに造林事業を開始した経営体の数（経営体） 計画主体において本事業の実施により見込まれる製材工場等への供給増加量の目標値（m ³ ）
林業の多様な担い手の育成のうち 特用林産物の担い手の育成	出荷ロットの大規模化等の推進を実施する場合は必須選択 取組に応じて適切に指標を設定（注19） （例）研修会等の参加者数（延べ人日） （例）経営指導を受けた経営体数 （例）資格（伐木・造材、集材、集積、その他（車両系建設機械等））取得者数 （例）認定事業主数（注20） （例）森林施業プランナー数 （例）労働災害発生件数		研修会等に参加した者の延べ人日数（延べ人日） （研修会等の開催回数）×1回当たりの日数（日/回）×参加者数（人） 専門家による経営指導や経営診断等を受けた経営体数（経営体） 林業の多様な担い手の育成による、資格（伐木・造材、集材、集積、その他（車両系建設機械等））取得者数（人） 都道府県林業・木材産業構造改革プログラムの記載要領に準ずる認定事業主数の平均値（過去3年）に対する目標値（事業主） 森林施業プランナー協会により森林施業プランナーとして認定された者の数（人）
林業の多様な担い手の育成のうち 特用林産物の担い手の育成	選択 特用林産物の生産量（目標値） 特用林産物の生産性（目標値） 特用林産物の生産コスト（目標値） 新たに特用林産物の生産を開始する者の数 （目標値） （例）研修会等の参加者数（延べ人日） （例）経営指導を受けた生産者数 （例）資格（伐木・造材、集材、集積、その他（車両系建設機械等））取得者数 （例）労働災害発生件数		都道府県林業・木材産業構造改革プログラムの記載要領に準ずる労働災害発生件数の平均値（過去3年）に対する目標値の割合（件・％） 計画主体における特用林産物の生産量の目標値（t） 計画主体における特用林産物の生産性の目標値（kg/人・日） 計画主体における特用林産物の生産コストの目標値（円/kg） 特用林産物の担い手の育成による、新たに特用林産物の生産を開始する者の数（人又は戸）
林業経営体の育成	必須 地帯えに要する人工数（目標値）		研修会等に参加した者の延べ人日数（延べ人日） （研修会等の開催回数）×1回当たりの日数（日/回）×参加者数（人） 専門家による経営指導や経営診断等を受けた生産者数 特用林産物の担い手の育成による、資格（伐木・造材、集材、集積、その他（車両系建設機械等））取得者数（人） 都道府県における特用林産物生産者の労働災害発生件数（過去3年）に対する目標値の割合（件・％） 計画主体におけるリース支援による地帯えに要する人工数の目標値（人/ha）

	下刈りに要する人工数 (目標値)	計画主体におけるリース支援による下刈りに要する人工数の目標値 (人/ha)	
		苗木運搬に要する人工数 (目標値)	計画主体におけるリース支援による苗木運搬に要する人工数の目標値 (人/1000本)
	素材生産量 (目標値)	計画主体におけるリース支援による素材生産量の目標値 (m) (注3)	
		素材生産性 (目標値)	計画主体におけるリース支援による素材生産性の目標値 (m ³ /人・日) (注3)

(注1) 算定使用量等の考え方

- ① 現状値は、直近過去3か年の平均値とする。ただし、実績が3か年に足りない場合は単年度でも可、また実績がない場合は、現状値を0とする。
- ② 目標値は、目標年度(ハードは5年後、ソフトは5年後)における値とする。ただし、効率化施設整備の場合、目標年度までの平均値としても良い。
- ③ 増加量は、目標値から現状値を差し引いた値(目標値－現状値)とする。なお、現状値が0の場合は、増加量＝目標値となる。
- ④ 増加(縮減)率は、増加(縮減)量を現状値で除した値(増加(縮減)量/現状値)とする。ただし現状値が0の場合は現状値を1とする。
- ⑤ 施設の効率性は、増加量を事業費で除した値(増加量/事業費)とする。
- (注2) 事業計画承認後の全体指標及び個別指標の目標値の変更は原則認めない。
- (注3) 素材生産量は主伐と間伐の合計数量とし、素材生産性は素材生産量/雇用量とする。
- (注4) 「木材加工流通施設等の整備」の全体指標については、「地域材利用量の増加率」と「素材生産量の増加率」の得点を1:1の比率で使用する。
- (注5) 熱利用・熱電併給に用いられたものとは、エネルギー利用動向調査の第2表において所有している木質バイオマス利用機器の種類について2と回答した者及び第3表において熱電併給有無で○と回答した者のチープの利用率の合計を指す。
- (注6) 「木材加工流通施設等の整備」の個別指標については、「地域材利用量の増加率」と「同施設の効率性」の得点を1:1の比率で使用する。
- (注7) 「木質バイオマス利用促進施設の整備」の木造化に係る個別指標の施設整備単価の算出方法については、Iの2の(1)に定めるほかは、次のとおりとする。
- (注8) 「木造公共建築物等の整備」の木造化に係る個別指標の施設整備単価の算出方法については、Iの2の(1)に定めるほかは、次のとおりとする。
- ① 実施要領の別表2のIの「12 木造公共施設整備」の(2)の㉓のア、イ、エに該当する建築物は、木質系部材に係る建築工費を、木質系部材に占める木質系部材に占める木質系部材に係る建築工費の割合に木質系部材を用いた部分の建築工費を用いた部分の建築工費に占める木質系部材を用いた部分の建築工費の割合に木質系部材を用いた部分の延べ面積に乗じて得られた床面積で除して算出することとする。
- (注9) 「給与等支給額」とは、俸給・給与・賞与等の総額とする。
- (注10) 「障害者雇用を受入れていること」とは、1名以上の障害者雇用(作業時間が概ね延べ960時間以上)に1名雇用とみなす。)していることをいう。
- (注11) 「次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。))に基づく認定」については次のとおりとする。

- ① 「アラチナくるみる認定」とは、次世代法第15条の規定に基づき認定をいう。
- ② 「くるみる認定」とは、次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の第2項の認定又は次世代法第13条の規定に基づく認定をいう。以下「令和3年改正省令」という。以下「平成29年改正省令」という。以下「改正前」という。
- ③ 「トラライくるみる認定」とは、次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定をいう。以下「改正前」という。以下「改正前」という。

- (注12) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。))に基づく認定」とは、女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定をいう。
- ① 「アラチナくるみる認定」とは、女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定をいう。なお、労働時間等の働き方に関する基礎は満たすこと。
- ② 「行動計画を策定している」とは、常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者が女性活躍推進法第8条に基づき一般事業主行動計画を策定している場合をいう(計画期間が満了していない一般事業主行動計画を策定している場合のみ)。

- (注13) 「災害等」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)の規定に基づく指定災害及びこれに準ずるもので国が特に認めた災害をいう。
- (注14) 「GF P」に登録し、輸出事業計画の認定を受けていることとは、具体的に以下のことをいう。

- (注15) 農林産物の輸出拡大を図るため、GF P(農林水産物・食品輸出プロジェクト)に登録し、輸出事業計画の認定を受けていること。
- 「急な需要動向の変化に対応する取組」とは、木材不足・価格高騰等の需要動向に中長期的に対応し、木材製品供給力の強化を図る取組であり、かつ、木材製品を安定的に供給するため川下の木材製品流通事業者等との合意形成に努めるものであること。

- (注16) 「特定苗木」とは、森林の間伐等の実施に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第2条第4項に規定された苗木
- (注17) 「花粉症対策に資する苗木」とは、スギ花粉症発生源対策推進方針(平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知)に規定された花粉症対策品種及び特定苗木
- (注18) 「山地災害危険地区が地域住民等に周知されている」とは、具体的に以下のことをいう。

- ① ダイレクトメール等により周知されていること。
- ② 広報誌等に掲載し、住民に配布されていること。
- ③ インターネット等の活用により地域住民が常に閲覧できる状況にあること。
- ④ 説明会等により、地域住民への周知がされていること。
- ⑤ 山地災害危険地区の掲示板に公示され、その旨が流況の出口等の人目につきやすい場所に公示されていること。
- ⑥ 市町村役場等の掲示板に公示されていること。
- ⑦ 郡道府県及び市町村の樹立する地域防災計画に山地災害危険地区の周知に関する情報が記載され、地域住民が常に閲覧できる状態にあること。
- (注19) 表示している指標は例示であり、取組に応じて適切に指標を設定すること。
- (注20) 「認定事業主」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第1項に基づき認定を受けた同法第2条第2項に規定する事業主をいう。

別紙2-1 得点表

施設費（ハード整備）

1. 全体指標及び個別指標得点（計画主体ごと）

目標	全体指標得点	個別指標得点
<p>林業・木材産業の生産基盤強化（高性能林業機械等の整備に係るもの）</p> <p>【全体指標】 林業機械作業システム整備【造林保育型】 ①から③までのいずれか一つ又は二つを選択する。</p> <p>ただし、二つを選択した場合、その平均点とする。</p> <p>【個別指標】 林業機械作業システム整備【造林保育型】 ①から③までのいずれか一つ又は二つを選択する。</p> <p>ただし、二つを選択した場合、その平均点とする。</p>	<p>① 地帯に要するha当たりの人工数（縮減率 [%]）</p> <p>30%未満 2ポイント 30%以上 50%未満 4ポイント 50%以上 60%未満 6ポイント 60%以上 70%未満 8ポイント 70%以上 10ポイント</p> <p>② 下刈りに要するha当たりの人工数（縮減率 [%]）</p> <p>30%未満 2ポイント 30%以上 4ポイント 50%以上 6ポイント 60%以上 8ポイント 70%以上 10ポイント</p> <p>③ 苗木運搬に要する1,000本当たりの人工数（縮減率 [%]）</p> <p>30%未満 2ポイント 30%以上 4ポイント 50%以上 6ポイント 60%以上 8ポイント 70%以上 10ポイント</p>	<p>① 地帯に要するha当たりの人工数（縮減率 [%]）</p> <p>30%未満 2ポイント 30%以上 50%未満 4ポイント 50%以上 60%未満 6ポイント 60%以上 70%未満 8ポイント 70%以上 10ポイント</p> <p>② 下刈りに要するha当たりの人工数（縮減率 [%]）</p> <p>30%未満 2ポイント 30%以上 4ポイント 50%以上 6ポイント 60%以上 8ポイント 70%以上 10ポイント</p> <p>③ 苗木運搬に要する1,000本当たりの人工数（縮減率 [%]）</p> <p>30%未満 2ポイント 30%以上 4ポイント 50%以上 6ポイント 60%以上 8ポイント 70%以上 10ポイント</p>
<p>林業・木材産業の生産基盤強化（高性能林業機械等の整備に係るもの）</p> <p>【全体指標】 林業機械作業システム整備【素材生産型】 効率的施設整備を実施する場合は、①と②（②-1と②-2の合計点）の平均点とする。</p> <p>活動拠点施設整備を実施する場合は、①又は②（②-1と②-2の合計点）と③の平均点とする。</p> <p>【個別指標】 林業機械作業システム整備【素材生産型】 ①-1と①-2の合計点）又は②（②-1と②-2の合計点）と③の平均点とする。</p> <p>なお、林業機械作業システム整備を実施する1事業体が一度に実施する台数が4台以上となる場合は、4台目以降1台増えるごとに2ポイント減点するものとする。</p> <p>素材生産量は、主伐と間伐の合計数量</p>	<p>① 素材生産量（増加率 [%]）</p> <p>15%未満 2ポイント 15%以上 30%未満 4ポイント 30%以上 45%未満 6ポイント 45%以上 60%未満 8ポイント 60%以上 10ポイント</p> <p>②-1 素材生産性（目標値 [m³/人・日]）</p> <p>6.0 m³/人・日未満 1ポイント 6.0 m³/人・日以上～7.0 m³/人・日未満 2ポイント 7.0 m³/人・日以上～8.0 m³/人・日未満 3ポイント 8.0 m³/人・日以上～9.0 m³/人・日未満 4ポイント 9.0 m³/人・日以上 5ポイント</p> <p>②-2 素材生産性（増加率 [%]）</p> <p>15%未満 1ポイント 15%以上 30%未満 2ポイント 30%以上 45%未満 3ポイント 45%以上 60%未満 4ポイント 60%以上 5ポイント</p> <p>③ 森林経営計画の作成率（目標値 [%]）</p> <p>10%未満 2ポイント 10%以上 4ポイント 20%以上 6ポイント 30%以上 8ポイント 50%以上 10ポイント</p>	<p>①-1 素材生産量（目標値 [m³]</p> <p>3,000 m³以上 4,000 m³未満 1ポイント 4,000 m³以上 5,000 m³未満 2ポイント 5,000 m³以上 6,500 m³未満 3ポイント 6,500 m³以上 9,000 m³未満 4ポイント 9,000 m³以上 5ポイント</p> <p>①-2 素材生産量（増加率 [%]）</p> <p>15%未満 1ポイント 15%以上 30%未満 2ポイント 30%以上 45%未満 3ポイント 45%以上 60%未満 4ポイント 60%以上 5ポイント</p> <p>②-1 素材生産性（目標値 [m³/人・日]）</p> <p>6.0 m³/人・日未満 1ポイント 6.0 m³/人・日以上～7.0 m³/人・日未満 2ポイント 7.0 m³/人・日以上～8.0 m³/人・日未満 3ポイント 8.0 m³/人・日以上～9.0 m³/人・日未満 4ポイント 9.0 m³/人・日以上 5ポイント</p> <p>②-2 素材生産性（増加率 [%]）</p> <p>15%未満 1ポイント 15%以上 30%未満 2ポイント 30%以上 45%未満 3ポイント 45%以上 60%未満 4ポイント 60%以上 5ポイント</p>

<p>素材生産性は、素材生産量／雇用量</p>		<p>③ 森林経営計画の作成率 10%未満 2ポイント 10%以上 4ポイント 20%未満 6ポイント 20%以上 8ポイント 30%未満 10ポイント 30%以上 10ポイント</p>
<p>目標 林業・木材産業の生産基盤強化 (木材加工流通施設等の整備に係るもの) 【全体指標】①及び②の平均点 【個別指標】①及び②の平均点と③の合計点 (ただし、林業経営体が自ら加工流通事業 を行う場合、木材加工流通事業者が自ら素 材生産を行う場合等にあつては、①及び② の合計点とすることができる。)</p>	<p>全体指標得点</p> <p>① 地域材利用量 (増加率 [%]) 2ポイント 15%未満 30%未満 4ポイント 15%以上 4ポイント 30%未満 6ポイント 30%以上 8ポイント 45%未満 10ポイント 45%以上 10ポイント</p> <p>② 素材生産量 (増加率 [%]) 2ポイント 15%未満 30%未満 4ポイント 15%以上 4ポイント 30%未満 6ポイント 30%以上 8ポイント 45%未満 10ポイント 45%以上 10ポイント</p> <p>③ 選定経営体との木材安定取引協定等の締結数 (事業体数) 1 1ポイント 3 2ポイント 4 3ポイント 5 3ポイント 6 4ポイント 7 4ポイント 8 5ポイント 9 5ポイント 10 5ポイント</p>	<p>個別指標得点</p> <p>① 地域材利用 (加工・流通・乾燥) 量 (増加率 [%]) 1ポイント 15%未満 2ポイント 15%以上 3ポイント 30%未満 4ポイント 30%以上 4ポイント 45%未満 5ポイント 45%以上 5ポイント</p> <p>② 施設の効率性 (木材加工流通施設等の整備 (m³/千円)) 1ポイント 0.02 m³/千円未満 2ポイント 0.02 m³/千円以上 2ポイント 0.06 m³/千円未満 3ポイント 0.06 m³/千円以上 3ポイント 0.10 m³/千円未満 4ポイント 0.10 m³/千円以上 4ポイント 0.14 m³/千円未満 5ポイント 0.14 m³/千円以上 5ポイント</p>
<p>目標 林業・木材産業の生産基盤強化 (木質バイオマス利用促進施設の整備に係るもの) 【全体指標】 ①及び②の平均点+③ 【個別指標】①及び②の平均点+③+④+⑤</p>	<p>全体指標得点</p> <p>① 熱利用・熱電併給に利用されたチップ量 (増加率) [%] 2ポイント 0%未満 4ポイント 0%以上 4ポイント 10%未満 6ポイント 10%以上 6ポイント 50%未満 8ポイント 50%以上 8ポイント 200%未満 10ポイント 200%以上 10ポイント</p> <p>② エネルギーとして利用された木材チップのうち間伐材等由来のもの (増加率) [%] 2ポイント 0%未満 4ポイント 0%以上 4ポイント 10%未満 6ポイント 10%以上 6ポイント 75%未満 8ポイント 75%以上 8ポイント 200%未満 10ポイント 200%以上 10ポイント</p> <p>③ 補助金に依らない木質バイオマスの整備率 (加点点) 1ポイント 50%以上</p>	<p>個別指標得点</p> <p>①-1 木質バイオマス利用量 (未利用間伐材等活用機材 [m³]) 2ポイント 800 m³未満 4ポイント 800 m³以上 4ポイント 5, 500 m³未満 6ポイント 5, 500 m³以上 6ポイント 10, 000 m³未満 8ポイント 10, 000 m³以上 8ポイント 13, 000 m³未満 10ポイント 13, 000 m³以上 10ポイント</p> <p>①-2 木質バイオマス利用量 (木質バイオマス供給施設 [m³]) 2ポイント 8, 800 m³未満 4ポイント 8, 800 m³以上 4ポイント 18, 000 m³未満 6ポイント 18, 000 m³以上 6ポイント 27, 000 m³未満 8ポイント 27, 000 m³以上 8ポイント 36, 000 m³未満 10ポイント 36, 000 m³以上 10ポイント</p> <p>①-3 木質バイオマス利用量 (木質バイオマスエネルギー利用施設 [m³]) 2ポイント 40 m³未満 4ポイント 40 m³以上 4ポイント 200 m³未満 6ポイント 200 m³以上 6ポイント 450 m³未満 8ポイント 450 m³以上 8ポイント</p>

	65.0 m ³ 以上10ポイント
	<p>②-1 施設の効率性（未利用間伐材等活用機材 [m³/千円]） 0.05 m³/千円未満 2ポイント 0.05 m³/千円以上 ~ 0.08 m³/千円未満 4ポイント 0.08 m³/千円以上 ~ 0.11 m³/千円未満 6ポイント 0.11 m³/千円以上 ~ 0.13 m³/千円未満 8ポイント 0.13 m³/千円以上 10ポイント</p> <p>②-2 施設の効率性（木質バイオマス供給施設 [m³/千円]） 0.02 m³/千円未満 2ポイント 0.02 m³/千円以上 ~ 0.13 m³/千円未満 4ポイント 0.13 m³/千円以上 ~ 0.24 m³/千円未満 6ポイント 0.24 m³/千円以上 ~ 0.35 m³/千円未満 8ポイント 0.35 m³/千円以上 10ポイント</p> <p>②-3 施設の効率性（木質バイオマスエネルギー利用施設 [m³/千円]） 0.002 m³/千円未満 2ポイント 0.002 m³/千円以上 ~ 0.005 m³/千円未満 4ポイント 0.005 m³/千円以上 ~ 0.009 m³/千円未満 6ポイント 0.009 m³/千円以上 ~ 0.012 m³/千円未満 8ポイント 0.012 m³/千円以上 10ポイント</p> <p>③ エネルギー変換効率（木質バイオマスエネルギー利用施設 [%]） 70%未満又は確認不可 1ポイント 70%以上 ~ 80%未満 2ポイント 80%以上 ~ 85%未満 3ポイント 85%以上 ~ 90%未満 4ポイント 90%以上 5ポイント</p> <p>④-1 クリーニング法に基づく登録木材関連事業者との関係（未利用間伐材等活用機材及び木質バイオマス供給施設）（加算） 事業者が登録木材関連事業者である場合 2ポイント</p> <p>④-2 クリーニング法に基づく登録木材関連事業者との関係（木質バイオマスエネルギー利用施設）（加算） 登録木材関連事業者からの材の調達率が50%以上である場合 2ポイント</p> <p>⑤-1 選定経営体との関係（未利用間伐材等活用機材及び木質バイオマス供給施設）（加算） 事業者が選定経営体である又は選定経営体からの材の調達が50%以上である場合 2ポイント</p> <p>⑤-2 選定経営体との関係（木質バイオマスエネルギー利用施設）（加算） 選定経営体からの材の調達が50%以上である場合 2ポイント</p>

目標	全体指標得点	個別指標得点
林業・木材産業の生産基盤強化 (特用林産振興施設等の整備に係るもの) 【全体指標】①～④のいずれか一つを選択	① 対象品目の生産量（増加率 [%]） 1%未満 2ポイント 1%以上 ~ 10%未満 4ポイント 10%以上 6ポイント	① 対象品目の生産量（増加率 [%]） 1%未満 2ポイント 1%以上 ~ 10%未満 4ポイント 10%以上 6ポイント

<p>【個別指標】①～④のいずれか一つを選択+⑤+⑥+取組に応じて⑦のいずれか一つを選択 (ただし、事業実施主体がきこの原木等生産者の場合、「対象品目」とあるのは「きこの原木等(真体名)」と読み替えるものとする。)</p>	<p>20%以上 30%以上</p> <p>② 対象品目の生産性(向上率[%])</p> <p>1%未満 1%以上 10%未満 20%未満 30%未満</p> <p>③ 対象品目の生産性(向上率[%])</p> <p>1%未満 1%以上 10%未満 20%未満 30%未満</p> <p>④ 対象品目の生産コスト(縮減率[%])</p> <p>20%未満 20%以上 40%以上 60%以上 80%以上</p>	<p>30%未満 8ポイント 10ポイント</p> <p>② 対象品目の生産性(増加率[%])</p> <p>1%未満 1%以上 10%未満 20%未満 30%未満</p> <p>③ 対象品目の生産性(向上率[%])</p> <p>1%未満 1%以上 10%未満 20%未満 30%未満</p> <p>④ 対象品目の生産コスト(縮減率[%])</p> <p>20%未満 20%以上 40%以上 60%以上 80%以上</p>	<p>20%以上 30%以上</p> <p>② 対象品目の生産面積(増加率[%])</p> <p>1%未満 1%以上 10%未満 20%未満 30%未満</p> <p>③ 対象品目の生産性(向上率[%])</p> <p>1%未満 1%以上 10%未満 20%未満 30%未満</p> <p>④ 対象品目の生産コスト(縮減率[%])</p> <p>20%未満 20%以上 40%以上 60%以上 80%以上</p>	<p>8ポイント 10ポイント</p> <p>2ポイント 4ポイント 6ポイント 8ポイント 10ポイント</p> <p>2ポイント 4ポイント 6ポイント 8ポイント 10ポイント</p> <p>2ポイント 4ポイント 6ポイント 8ポイント 10ポイント</p>	<p>⑤ 選定経営体との連携状況 特用林産物生産に関連する協定等において選定経営体との連携が確保できる場合</p> <p>⑥ 地域材(竹材を含む。)利用量 100m³以上(竹材の場合は30t) 200m³以上(竹材の場合は60t) 300m³以上(竹材の場合は90t)</p> <p>⑦-1 省エネルギー施設等の整備(加点) 施設の新設において省エネルギー化に資する施設整備である場合 3ポイント</p> <p>⑦-2 燃油使用量(縮減率[%]) 15%以上 25%以上 35%以上</p> <p>⑦-3 エネルギー効率(向上率[%]) 15%以上 25%以上 35%以上</p>	<p>⑤ 選定経営体との連携状況 特用林産物生産に関連する協定等において選定経営体との連携が確保できる場合</p> <p>⑥ 地域材(竹材を含む。)利用量 100m³以上(竹材の場合は30t) 200m³以上(竹材の場合は60t) 300m³以上(竹材の場合は90t)</p> <p>⑦-1 省エネルギー施設等の整備(加点) 施設の新設において省エネルギー化に資する施設整備である場合 3ポイント</p> <p>⑦-2 燃油使用量(縮減率[%]) 15%以上 25%以上 35%以上</p> <p>⑦-3 エネルギー効率(向上率[%]) 15%以上 25%以上 35%以上</p>	<p>個別指標得点</p> <p>① 当該施設における地域材利用量(m³/m²) [交付対象用途に係る地域材利用量/交付対象用途に係る延べ面積] 0.18m³/m²以上 ~ 0.20m³/m²未満 1ポイント 0.20m³/m²以上 ~ 0.22m³/m²未満 2ポイント 0.22m³/m²以上 ~ 0.24m³/m²未満 3ポイント</p>	<p>全体指標得点</p> <p>① 都道府県全体の低層公共建築物の木造率(R1とR2の木造率の平均[%]) 19%未満 1ポイント 19%以上 ~ 26%未満 2ポイント 26%以上 ~ 30%未満 3ポイント 30%以上 ~ 35%未満 4ポイント</p>
<p>林業・木材産業の生産基盤強化 (木造公共建築物等の整備に係るもの) 【全体指標】①～④の合計に⑤の補正率を乗ずる(小数点以下第2位止め)</p>	<p>目標</p>	<p>目標</p>	<p>目標</p>	<p>目標</p>	<p>目標</p>	<p>目標</p>	<p>目標</p>	<p>目標</p>

<p>【個別指標】①～③の合計点</p>	<p>3.5%以上 ※ただし、ポイントに3/5を乗じたものを当該指標の得点とする（少数以下第1位止め）。</p>	<p>0.24㎡/㎡以上 ～ 0.28㎡/㎡未満 4ポイント 0.28㎡/㎡以上 5ポイント ※木質内装は4ポイントとする。 ※ただし、ポイントに4/5を乗じたものを当該指標の得点とする（少数以下第1位止め）。</p>
<p>② 都道府県全体の低層公共建築物の木造率の基準値（H22とH23の平均）からの伸び率（%）</p> <p>0%以下 1ポイント 0%を超え ～ 20%未満 2ポイント 20%以上 ～ 35%未満 3ポイント 35%以上 ～ 50%未満 4ポイント 50%以上 5ポイント</p> <p>※全体指標①の都道府県全体の低層公共建築物の木造率と基準値の両方が全体指標①の5ポイント相当の木造率以上である場合は、伸び率が20%未満であっても3ポイントとする。 ※ただし、ポイントに4/5を乗じたものを当該指標の得点とする（少数以下第1位止め）。</p>	<p>② 当該施設の単価（円/㎡）〔交付対象事業費/交付対象事業費に係る延べ面積〕</p> <p>35万円/㎡以上 1ポイント 35万円/㎡未満 ～ 30万円/㎡以上 2ポイント 30万円/㎡未満 ～ 25万円/㎡以上 3ポイント 25万円/㎡未満 ～ 20万円/㎡以上 4ポイント 20万円/㎡未満 5ポイント</p> <p>※木質内装は5ポイントとする。 ※ただし、ポイントに4/5を乗じたものを当該指標の得点とする（少数以下第1位止め）。</p>	<p>③ 当該施設における交付対象事業費に係るCLT利用量（㎡）</p> <p>0㎡を超え 1ポイント 10㎡以上 2ポイント 30㎡以上 3ポイント 50㎡以上 4ポイント 100㎡以上 5ポイント</p> <p>※ただし、ポイントに2/5を乗じたものを当該指標の得点とする（少数以下第1位止め）。</p>
<p>③ 都道府県及び市町村が整備する低層公共建築物の木造率（R1とR2の木造率の平均〔%〕）</p> <p>9%未満 1ポイント 9%以上 ～ 15%未満 2ポイント 15%以上 ～ 20%未満 3ポイント 20%以上 ～ 26%未満 4ポイント 26%以上 5ポイント</p> <p>※ただし、ポイントに1/5を乗じたものを当該指標の得点とする（少数以下第1位止め）。</p>	<p>④ 都道府県及び市町村が整備する低層公共建築物の木造率の基準値（H22とH23の平均）からの伸び率（%）</p> <p>0%以下 1ポイント 0%を超え 2ポイント 20%以上 3ポイント 40%以上 4ポイント 100%以上 5ポイント</p> <p>※全体指標③の都道府県及び市町村が整備する低層公共建築物の木造率と基準値の木造率の両方が全体指標③の5ポイント相当の木造率以上である場合は、伸び率が20%未満であっても3ポイントとする。 ※ただし、ポイントに2/5を乗じたものを当該指標の得点とする（少数以下第1位止め）。</p>	<p>④ 都道府県及び市町村が整備する低層公共建築物の木造率の基準値（H22とH23の平均）からの伸び率（%）</p> <p>0%以下 1ポイント 0%を超え 2ポイント 20%以上 3ポイント 40%以上 4ポイント 100%以上 5ポイント</p> <p>※全体指標③の都道府県及び市町村が整備する低層公共建築物の木造率と基準値の木造率の両方が全体指標③の5ポイント相当の木造率以上である場合は、伸び率が20%未満であっても3ポイントとする。 ※ただし、ポイントに2/5を乗じたものを当該指標の得点とする（少数以下第1位止め）。</p>
<p>⑤ 全体指標得点の補正率</p> <p>都道府県面積（都道府県面積（国土地理院全国都道府県市区町村別面積調令和4年10月1日現在）から森林面積（林野庁計画課調べ平成29年3月31日現在）及び農地面積（令和3年耕地及び作付面積統計）を除いた面積）に占める防火地域と準防火地域（国土交通省都市計画現況調査令和3年3月31日現在）の合計面積の割合が40%以上の都道府県</p> <p>1.2</p>	<p>⑤ 全体指標得点の補正率</p> <p>都道府県面積（都道府県面積（国土地理院全国都道府県市区町村別面積調令和4年10月1日現在）から森林面積（林野庁計画課調べ平成29年3月31日現在）及び農地面積（令和3年耕地及び作付面積統計）を除いた面積）に占める防火地域と準防火地域（国土交通省都市計画現況調査令和3年3月31日現在）の合計面積の割合が40%以上の都道府県</p> <p>1.2</p>	<p>⑤ 全体指標得点の補正率</p> <p>都道府県面積（都道府県面積（国土地理院全国都道府県市区町村別面積調令和4年10月1日現在）から森林面積（林野庁計画課調べ平成29年3月31日現在）及び農地面積（令和3年耕地及び作付面積統計）を除いた面積）に占める防火地域と準防火地域（国土交通省都市計画現況調査令和3年3月31日現在）の合計面積の割合が40%以上の都道府県</p> <p>1.2</p>

40%未満の都道府県	補正なし
------------	------

目標	全体指標得点	個別指標得点
再造林の低コスト化の促進 (コンテナ苗生産基盤施設等の整備に係るもの) 【全体指標】①～⑥のいずれか一つを選択 【個別指標】①～⑨のいずれか二つを選択し、その平均点	<p>① コンテナ苗の生産量(増加量〔千本〕)</p> <p>10千本以上 ～ 50千本未満 2ポイント</p> <p>50千本以上 ～ 100千本未満 4ポイント</p> <p>100千本以上 ～ 150千本未満 6ポイント</p> <p>150千本以上 ～ 200千本未満 8ポイント</p> <p>200千本以上 10ポイント</p> <p>② コンテナ苗の生産量(増加率〔%〕)</p> <p>50%未満 2ポイント</p> <p>50%以上 ～ 100%未満 4ポイント</p> <p>100%以上 ～ 150%未満 6ポイント</p> <p>150%以上 ～ 200%未満 8ポイント</p> <p>200%以上 10ポイント</p> <p>③ コンテナ苗の生産(5万本以上)事業体数割合(%)</p> <p>10%以上 ～ 20%未満 2ポイント</p> <p>20%以上 ～ 30%未満 4ポイント</p> <p>30%以上 ～ 40%未満 6ポイント</p> <p>40%以上 ～ 50%未満 8ポイント</p> <p>50%以上 10ポイント</p> <p>④ 幼苗等の配布を受けて分業化に取り組む事業体数割合(%)</p> <p>20%未満 2ポイント</p> <p>20%以上 ～ 40%未満 4ポイント</p> <p>40%以上 ～ 60%未満 6ポイント</p> <p>60%以上 ～ 80%未満 8ポイント</p> <p>80%以上 10ポイント</p> <p>※ただし、当該施設における選別種子又は幼苗の配布量が増加する場合にはのみ選択可</p> <p>⑤ 苗木総生産量(増加量〔千本〕) < 普通苗生産基盤施設等に係るもの ></p> <p>10千本以上 ～ 50千本未満 1ポイント</p> <p>50千本以上 ～ 100千本未満 2ポイント</p> <p>100千本以上 ～ 150千本未満 3ポイント</p> <p>150千本以上 ～ 200千本未満 4ポイント</p> <p>200千本以上 5ポイント</p>	<p>① コンテナ苗の生産量(増加量〔千本〕)</p> <p>10千本未満 2ポイント</p> <p>10千本以上 ～ 30千本未満 4ポイント</p> <p>30千本以上 ～ 50千本未満 6ポイント</p> <p>50千本以上 ～ 100千本未満 8ポイント</p> <p>100千本以上 10ポイント</p> <p>② コンテナ苗の生産量(増加率〔%〕)</p> <p>30%未満 2ポイント</p> <p>30%以上 ～ 50%未満 4ポイント</p> <p>50%以上 ～ 80%未満 6ポイント</p> <p>80%以上 ～ 120%未満 8ポイント</p> <p>120%以上 10ポイント</p> <p>③ 幼苗等の配布量(増加量〔千本〕)</p> <p>10千本未満 2ポイント</p> <p>10千本以上 ～ 30千本未満 4ポイント</p> <p>30千本以上 ～ 50千本未満 6ポイント</p> <p>50千本以上 ～ 100千本未満 8ポイント</p> <p>100千本以上 10ポイント</p> <p>④ 幼苗等の配布量(増加率〔%〕)</p> <p>10%以上 ～ 20%未満 2ポイント</p> <p>20%以上 ～ 30%未満 4ポイント</p> <p>30%以上 ～ 40%未満 6ポイント</p> <p>40%以上 ～ 50%未満 8ポイント</p> <p>50%以上 10ポイント</p> <p>⑤ 幼苗等を配布した戸数(事業体数)</p> <p>1 ～ 4事業体 6ポイント</p> <p>5 ～ 7事業体 8ポイント</p> <p>8事業体以上 10ポイント</p> <p>※ただし、当該施設における選別種子又は幼苗の配布量が増加する場合にはのみ選択可</p> <p>⑥ 普通苗の生産量(増加量〔千本〕)</p> <p>10千本未満 1ポイント</p> <p>10千本以上 ～ 30千本未満 2ポイント</p> <p>30千本以上 ～ 50千本未満 3ポイント</p> <p>50千本以上 ～ 100千本未満 4ポイント</p> <p>100千本以上 5ポイント</p> <p>⑦ 普通苗の生産量(増加率〔%〕)</p> <p>30%未満 1ポイント</p> <p>30%以上 ～ 50%未満 2ポイント</p> <p>50%以上 ～ 80%未満 3ポイント</p> <p>80%以上 ～ 120%未満 4ポイント</p> <p>120%以上 5ポイント</p> <p>⑧ 干害に備えた普通苗育苗地面積(増加量〔ha〕)</p>

	<普通苗生産基盤施設等に係るもの> 1 ha以上 1 ポイント 5 ha未満 5 ha未満 1 ポイント 10 ha以上 10 ha未満 2 ポイント 15 ha以上 15 ha未満 3 ポイント 20 ha以上 20 ha未満 4 ポイント 20 ha以上 20 ha未満 5 ポイント	0.5 ha以上 1 ha未満 1 ポイント 1 ha以上 3 ha未満 2 ポイント 3 ha以上 5 ha未満 3 ポイント 5 ha以上 10 ha未満 4 ポイント 10 ha以上 10 ha未満 5 ポイント
⑨ 国庫補助相当額に対する効果 (円/本)		90円/本以上 2 ポイント 90円/本未満 4 ポイント 70円/本未満 5 ポイント 50円/本未満 6 ポイント 30円/本未満 8 ポイント 30円/本未満 10 ポイント

2. 国施策指標得点

(1) 国施策連携指標得点

1. に定めるポイントに加え、別紙2のIの2の(2) - 1の国施策連携指標の高性能林業機械等の整備については、以下の①～⑥のポイントについては、⑤のポイントを加算するものとする。

国 施 策 連 携 指 標 得 点 の 内 容	
①	意欲と能力のある林業経営体（森林経営管理法第36条2項に基づき公表された民間事業者）への登録及び経営管理実施権の設定 意欲と能力のある林業経営体に登録されている、かつ経営管理実施権の設定を受けている …………… 2ポイント 意欲と能力のある林業経営体に登録されているが、経営管理実施権の設定を受けていない …………… 1ポイント 意欲と能力のある林業経営体に登録されていない …………… 0ポイント
②	「緑の雇用」事業の定着率（過去5年間の林業作業士研修（1年目）の研修生の定着率） 80%以上 …………… 1ポイント 70%以上～80%以下又は当該研修生がいない …………… 0ポイント 70%未満 …………… -1ポイント
③	現場作業に従事する従業員への月給制の導入 導入している …………… 1ポイント 導入していない …………… 0ポイント
④	現場作業に従事する従業員への能力評価の導入 導入している …………… 1ポイント 導入していない …………… 0ポイント
⑤	死傷災害の発生状況 直近年に休業4日以上の死傷災害が発生していない …………… 1ポイント 直近年に休業4日以上の死傷災害（死亡災害を除く）が発生している …………… -1ポイント 直近年に死亡災害が発生している …………… -6ポイント
⑥	再造林への取組状況 自らの労務による植栽を実施している …………… 1ポイント 自らの労務による植栽を実施していない …………… 0ポイント

(2) 国施策誘導指標得点

1. に定めるポイントに加え、以下の場合はポイントを加算できるものとする。

国 施 策 誘 導 指 標 得 点 の 内 容	
別紙2のIの2の(2) - 2の国施策誘導指標を満たす施設（取組）については2ポイントを加算できるものとする。（複数指標可） 注）木質バイオマス利用促進施設の整備のうち、「地域内エコシステム」の構築に資する施設整備については6ポイントを加算できるものとする。	

3. 都道府県優先得点

1. 及び2. に定めるポイントに加え、以下の場合はポイントを加算できるものとする。

都 道 府 県 優 先 得 点 の 内 容	
事業計画のうち、都道府県において特に重要性が高く優先的に実施する必要があると判断した個別事業（施設・取組）については、以下の得点を加算できるものとする。 【都道府県優先得点】加算できる個別事業は各都道府県2件（木材利用及び木材産業界等）の整備推進（木材加工流通施設等の整備に係るもの）の個別事業（施設・取組）については、各都道府県1件までとし、加算できるポイントは1件につき6ポイントとする。ただし、木材利用及び木材産業界等）の整備推進（木材加工流通施設等の整備に係るもの）の個別事業（施設・取組）を実施する場合、①国庫補助事業で整備した既施設の目標年度終了前に、生産ラインの増設等、生産量の増加を伴う施設を既施設に追加するもの（同一の事業実施主体による新たな個別事業の実施を含む。）、②国庫補助事業で整備した既施設の目標年度終了後の個別指標の現状値が、既施設の個別指標の目標値を下回っているもの、③当該個別事業に、過去に国庫補助事業で整備した施設の更新が含まれるもの、については都道府県優先得点の加算を認めないものとする。 注1）都道府県優先得点を加算した事業（以下「県優先事業」という。）のうち、配分の算定対象となった事業については、都道府県において優先的に事業採択に努めるものとする。 注2）算定対象となった県優先事業について、事業計画に記載された事業費から大幅に減額して実施する場合（20%以上の減額）は、国に報告することとし、減じた額については必要に応じて各計画主体へ減額内示した上で、第6に準じて調整を行うこととする。	

別紙3 林業・木材産業循環成長対策交付金ポイント表
 (森林整備・林業等振興推進交付金)

<共通>

評価内容	ポイント
1 経営管理実施権の設定等	
経営管理実施権の設定等をしているか。	
① 経営管理実施権を設定している。	3
② 経営管理権を設定している。	2
③ 意向調査を実施している。	1
④ 上記のいずれもしていない。	0
2 効率性の向上	
(1) 合意形成・協議・手続の改善	
関係部局とも調整し、協議・手続の迅速化・簡素化を図っているか。	
① 関係部局等との調整が既に終了している。	2
② 現在、関係部局等と調整している、又は調整が必要な案件はない。	1
③ 関係部局等と調整していない。	0
(2) 事業の重点化・集中化	
ア 事業実施主体の事業について評価を実施しているか。	
① チェックリスト等を用いて既に評価を実施している。	2
② 今年度(事業実施年度)から評価を実施する。	1
③ 実施していない。	0
イ 事業の進捗状況について、時間管理を実施しているか。	
① 定期的に事業実施主体から進捗状況等が報告される仕組みとなっている。	2
② 報告時期は設定していないが、事業実施主体から報告される仕組みとなっている。	1
③ 実施していない。	0
3 透明性の向上	
事業計画、達成状況及び改善措置を講じた場合における改善措置実施報告をどのような方法で公表しているか。	
① 関連資料について、ウェブサイト等で公開するとともに、情報公開窓口で閲覧を実施している。	2
② 情報公開窓口において閲覧のみ実施している。	1
③ 特に公表していない。	0

<山地防災情報の周知>

評価内容	ポイント
1 効率性の向上	
(1) 合意形成・協議・手続の改善	
事業計画について、住民等との合意形成が図られているか。	
① 広報誌等に加え、意見聴取の仕組みを設けて合意形成を図っている。	2
② 広報誌等により周知を図っている。	1
③ 合意形成を図っていない。	0
(2) 事業の重点化・集中化	
事業の重点化を図っているか。	
① 例年よりも実施地区数（箇所数・事業実施主体数）の絞り込みを行っている、又は毎年重点的に取り組む事項を明らかにするなど既に事業の重点化に取り組んでいる。	2
② 今年度（事業実施年度）から事業の重点化に取り組む。	1
③ 例年よりも実施数が拡大している、又は事業の重点化は図っていない。	0
2 地域特性の重視	
事業計画について、住民や民間事業者等の発想を取り入れて計画を作成しているか。	
① 公聴会の開催、公募等により広く住民等の意見を吸い上げている。	2
② 一部の住民や民間事業者等に限り意見を吸い上げている。	1
③ 対応していない。	0

<森林資源の保護>

評価内容	ポイント
1 効率性の向上	
(1) 合意形成・協議・手続の改善	
事業計画について、住民等との合意形成が図られているか。	
① 広報誌等に加え、意見聴取の仕組みを設けて合意形成を図っている。	2
② 広報誌等により周知を図っている。	1
③ 合意形成を図っていない。	0
(2) 事業の重点化・集中化	
事業の重点化を図っているか。	
① 例年よりも実施地区数（箇所数・事業実施主体数）の絞り込みを行っている、又は毎年重点的に取り組む事項を明らかにするなど既に事業の重点化に取り組んでいる。	2
② 今年度（事業実施年度）から事業の重点化に取り組む。	1
③ 例年よりも実施数が拡大している、又は事業の重点化は図っていない。	0
2 地域特性の重視	
事業計画について、住民や民間事業者等の発想を取り入れて計画を作成しているか。	
① 公聴会の開催、公募等により広く住民等の意見を吸い上げている。	2
② 一部の住民や民間事業者等に限り意見を吸い上げている。	1
③ 対応していない。	0

<林業の多様な担い手の育成>

評価内容	ポイント
1 「緑の雇用」事業の定着率	
「緑の雇用」事業による就業者は定着しているか。	
① 都道府県における過去5年間の林業作業士研修（1年目）の研修生の定着率が70%以上である。	1
② 都道府県における過去5年間の林業作業士研修（1年目）の研修生の定着率が70%未満である。	0
2 月給制の導入	
現場作業に従事する従業員に月給制を導入しているか。	
① 都道府県の森林組合のうち現場作業に従事する従業員に月給制を導入している割合が30%以上である。	1
② 都道府県の森林組合のうち現場作業に従事する従業員に月給制を導入している割合が30%未満である。	0
3 労働安全の取組	
安全診断を受けて安全活動に取り組んでいるか。	
① 都道府県の認定事業主（注）のうち、前年度までに労働安全コンサルタントによる安全診断を受けた割合が50%以上である。	1
② 都道府県の認定事業主（注）のうち、前年度までに労働安全コンサルタントによる安全診断を受けた割合が50%未満である。	0
4 労働災害発生状況	
労働災害が発生していないか。	
① 都道府県の直近年の死亡災害数が「0」であり、かつ直近年の休業4日以上死傷災害数が過去3カ年の平均未満である。	1
② 都道府県の直近年の死亡災害数が1件以上発生している、又は直近年の休業4日以上死傷災害数が過去3カ年の平均以上である。	-1
5 労働災害削減に関する計画	
労働災害削減に関する計画があるかどうか。	
① 削減に関する数値目標と具体的な取組を記載した計画がある。	1
② 具体的な取組を記載した計画がある。	0
③ 計画がない。	-1
6 「出荷ロットの大規模化等」、「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」、「新たに造林事業を開始する者等の育成」及び「特用林産物の担い手の育成」への取組	
「出荷ロットの大規模化等」、「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」、「新たに造林事業を開始する者等の育成」又は「特用林産物の担い手の育成」へ取り組むか。	
① 「出荷ロットの大規模化等」、「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」、「新たに造林事業を開始する者等の育成」又は「特用林産物の担い手の育成」のメニューを要望している。	1
② 「出荷ロットの大規模化等」、「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」、「新たに造林事業を開始する者等の育成」及び「特用林産物の担い手の育成」のメニューを要望していない。	0

(注) : 「認定事業主」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項に基づき認定を受けた同法第2条第2項に規定する事業主をいう。

< 林業経営体の育成 >

評価内容		ポイント	
1 雇用環境の改善			
「緑の雇用」事業による就業者は定着しているか。		各事業体	各事業体のポイントの平均値とする。
① 過去5年間の林業作業士研修（1年目）の研修生の定着率が70%以上である。	1		
② 過去5年間の林業作業士研修（1年目）の研修生の定着率が70%未満である。	0		
③ 過去5年間に林業作業士研修（1年目）の研修生がいない。		平均算定対象外	
現場作業に従事する従業員に月給制を導入しているか。		各事業体	各事業体のポイントの平均値とする。
① 現場作業に従事する従業員に月給制を導入している。	1		
② 現場作業に従事する従業員に月給制を導入していない。	0		
現場作業に従事する従業員に能力評価システムを導入しているか。		各事業体	各事業体のポイントの平均値とする。
① 現場作業に従事する従業員に能力評価システムを導入している。	1		
② 現場作業に従事する従業員に能力評価システムを導入していない。	0		
死傷災害が発生していないか。		各事業体	各事業体のポイントの平均値とする。
① 直近年に休業4日以上死傷災害が発生していない。	1		
② 直近年に休業4日以上死傷災害（死亡災害を除く）が発生している。	-1		
③ 直近年に死亡災害が発生している。	-2		
2 再造林への取組状況			
自らの労務による植栽を実施しているか。		各事業体	各事業体のポイントの平均値とする。
① 実施している。	1		
② 実施していない。	0		
3 賃金引上げに関する取組			
賃金引上げに関する取組への実績があるか。		各事業体	各事業体のポイントの平均値とする。
① 1.5%以上の賃金引上げの実績がある。	1		
② 1.5%以上の賃金引上げの実績がない。	0		

(注)

- 「各事業体のポイントの平均値」については、少数以下二位四捨五入一位止めとする。
- 賃金引上げに関する取組については、別紙2のIの2の(2) - 2の国施策誘導指標（選択）内にある賃金引上げに関する取組と同様とする。